

未来につなごう、みんなのちからで

文化遺産継承基金

アメニティ2000協会は ナショナル・トラスト運動によって文化財である「ヴォーリス六甲山荘」を購入し保存・公開活動を行ってきています

また文化遺産を未来に継承していくことをメインテーマに保存・調査・啓発・助成・人材育成の活動を続けてきました

日本の現状では 私どものような民間公益法人の果たすべき役割がいっそう増してきています

この運動をさらに発展させていくために
より多くの方に 協賛いただきたいと願っております



認定特定非営利活動法人
アメニティ2000協会



ヴォーリス六甲山荘

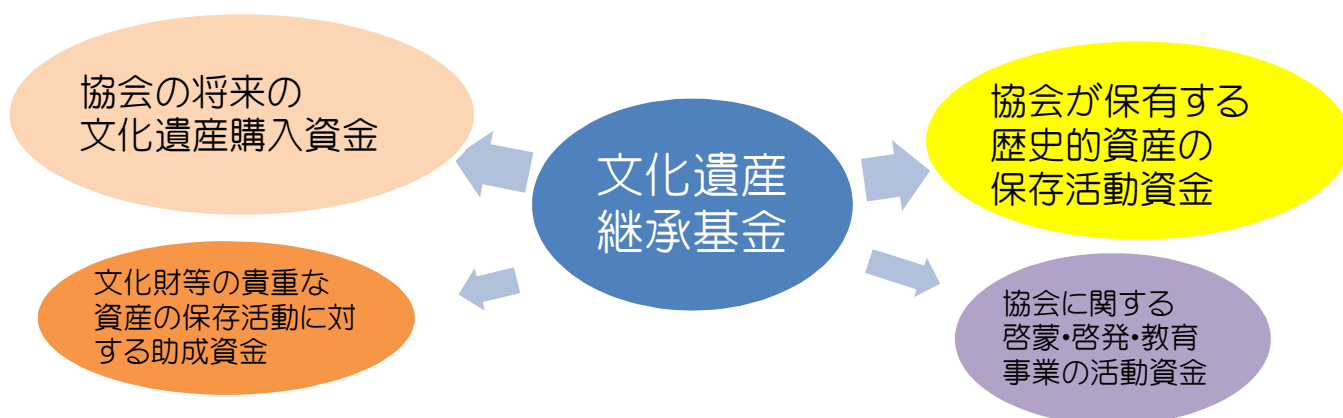
1934年築。関西学院や神戸女学院等の設計で知られるヴォーリスの代表的別荘建築。国登録有形文化財。アメニティ2000協会がナショナル・トラスト運動で購入し、管理・運営・公開しています。

文化遺産継承基金とは

私たちの活動は、文化遺産を次世代に引き継ぐためには今何ができるかを、理念と行動の原点にしてきました。これからさらに潜在能力を高め、より一層の社会的な貢献を果たすことのできる器となるため、認定特定非営利活動法人となりましたのを契機に、「文化遺産継承基金」を創設いたしました。

この基金は、文化遺産のための新たな展望と処方方を推進していく目的で、下記の4つの活動を柱とした当協会の事業資金に活用していきます。

この基金による活動が実り多いものとなるために、広く皆様のご寄付をお願いする次第です。



【募金目標】 5,000万円 (2015年～2020年)

★これまでの成果

- 調査報告書の発行 2002年から3年間にわたって、阪神間に残る戦前の建築物の現状調査を行い、その結果多くの建築物が消失していることがわかりました。そして、この調査で出会った「旧乾邸」とヴォーリズ建築の「旧小寺山荘」が当協会の活動の大きな柱となりました。
- 旧小寺山荘(現ヴォーリズ六甲山荘) ヴォーリズの山荘建築の優品が見事に残されていることに感銘を受け、貴重な建物を守るために所有者と検討し、最終的にナショナル・トラスト方式で当協会が2008年に購入いたしました。その後の建物の補修もほとんど会員の手で行い、内覧会、講演会等山荘を生かす活動を続けています。
- 旧乾邸保存活動 建築家渡辺節設計の昭和初期の代表的な洋館個人住宅ですが、私たちが出会った時にはいつ競売にかけられてもおかしくない危機的状況にありました。この名建築を守るため2003年8月から2009年1月までほぼ毎月来場者に会員が建物の説明をする内覧会を行い、旧乾邸の名は広く知られるようになりました。最終的に旧乾邸は神戸市の指定文化財に指定され神戸市が買い取りました。

六甲山荘居間



旧乾邸



アメニティ2000協会とは

英国で盛んなナショナル・トラスト（ビアトリクス・ポターで有名な湖水地方の保全運動などで、ご存じのかたも多いでしょう。広く募金を募り、対象資産の保全・管理・運営を行う運動）の理念を柱として活動する認定特定非営利活動法人。

ヴォーリス六甲山荘の維持等の文化遺産継承活動を中心に、環境の尊重を視点に「やさしい文化の創造」に寄与することを目的に掲げて活動しています。

創立2000年、会員数は2016年2月現在で385人。

六甲山荘北面



六甲山荘ガイド風景



六甲山荘屋根の洗浄



六甲山荘窓枠の塗替え



ナショナル・トラスト運動

- ★ヴォーリス六甲山荘の公開・保全活動
- ★ワーキングホリデーの開催

建築物保存運動

- ★文化遺産の実態調査と保存方法の提言
- ★町並み研究会活動

アメニティ2000協会 とは

文化活動

- ★トラスト・ユース・センター
- ★アメニティ・アカデミー
セミナー
- ★コンサート
- ★ほりだし市

自然環境保護活動

- ★コウノトリの郷農業体験他
- ★有機栽培農産物の販売活動

海外活動

- ★タイ教育支援プロジェクト
- ★国際ナショナルトラスト機構
加盟

有機農業での田植え



タイの支援先小学校訪問



六甲山荘でのコンサート風景



認定特定非営利活動法人とは

特定非営利活動法人（以下NPO）のうち、「その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するもの」につき一定の基準に適合したものとして所轄庁の認定を受けたNPOです。

この基準の審査は厳しく、数多いNPOのなかでも認定されるのは限られた団体です。なぜそんなに厳しいのか、それは認定NPOには税法上の大きな優遇措置があるからです。

税制上の優遇措置とは

認定NPOに寄付すると、税制上の優遇措置があります。

○個人が寄付した場合

1. 申告をすると税金が減額・還付されます。

「税額控除」(確定申告)または「所得控除(寄付金控除)」のいずれかを選択できます。所得税と住民税が対象となります。

2. 相続人等が財産を取得し、その財産を寄付した場合、その財産は相続税の課税対象から除かれます。

○法人が寄付した場合

3. 損金算入できる金額が拡大されます。

このように、一般のNPOや団体に寄付する場合にくらべて税金の減額の恩典があるというのが大きな特徴です。

<アメニティ2000協会に寄付すると>

翌年の1月に協会から「寄付金受領証明書」をお送りします。それを使って「税額控除」または「所得控除」の申告にご利用ください。

【「税額控除方式」を選択した場合】

・所得税に対する控除

(寄付金額－2000円)×40% が減税になります。(所得税の25%が限度)

・住民税に対する控除(*都道府県・市区町村が当協会を指定している場合)

(寄付金額－2000円)×最大10% が減税になります。

<アメニティ2000協会への寄付金について>

振込にはゆうちょ銀行振替口座をご利用ください。

専用振替用紙をご使用いただくか、「寄付金」と明記してください。

振替口座 00950-5-36168 (加入者名)認定NPO法人アメニティ2000協会

【お問い合わせ先】 TEL&FAX 0798-65-4303 又は携帯 080-3138-4164 清水
Eメール soshisha@f6.dion.ne.jp
ホームページ <http://amenity2000.la.coocan.jp/>
〒662-0833 西宮市北昭和町3-20 アメニティ2000協会

アメニティ2000協会はまだまだ小さな存在です。けれども効率が優先され、歴史のなかで蓄積されてきたものが失われがちな現代社会だからこそ、手をこまねいてはいけないこと、意志と行動に移す決意があれば、何かが達成できるということを私たちは発信し続けていきたいと思えます。